

医療保険に関する基礎資料
～令和4年度の医療費等の状況～

厚生労働省保険局調査課

利用上の注意

(1) 資料中に用いた略称の意味は、次のとおりである。

- ・若人 被用者保険と国保の総称
- ・被用者保険 協会（一般）、組合健保、法第3条第2項被保険者、船員保険及び共済組合の総称
- ・協会けんぽ 全国健康保険協会管掌健康保険
- ・協会（一般） 全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）
- ・組合健保 組管掌健康保険
- ・法第3条第2項被保険者 全国健康保険協会管掌健康保険（健康保険法第3条第2項被保険者）
- ・国保 市町村国保と国保組合の総称
- ・市町村国保 国民健康保険市町村（一般被保険者）と国民健康保険市町村（退職者医療）の総称
- ・国保組合 国民健康保険組合
- ・後期 後期高齢者医療制度

(2) 資料中の「4～3ベース」は4月から翌年3月を、「3～2ベース」は3月から翌年2月を、「2～1ベース」は2月から翌年1月を、それぞれ年度の区切りとしていることを示す。

(3) 平成19年度以前の老人保健制度の対象者については、被用者保険又は国保のいずれかに加入していたが、平成20年度以降は基本的に後期高齢者医療制度に加入している。
また、老人保健制度と後期高齢者医療制度は制度が異なるため、単純な比較はできない。
なお、平成20年度以降の若人における75歳以上の者については、70-74歳の年齢区分に含めている。

(4) 統計表の符号の用法は次の通りである。

- ・ 統計項目のありえない場合
- … 計数不明又は計数を表章することが不適切な場合
- 計数のない場合
- 0 計数が表章単位の1/2未満のもの
- 「▲」 負数

(5) 単位未満の数は四捨五入しているため、各項目の計と合計は一致しないことがある。

3. 適用関係

(1) 令和4年度末の医療保障適用人口

	総		計	
	被保険者	被扶養者	計	構成比
	千人	千人	千人	%
1 総人口	.	.	124,554	100.00
2 被用者保険(計)	47,154	30,439	77,593	62.30
(1) 協会(一般)	24,800	14,640	39,440	31.67
(2) 組合健保	16,549	11,651	28,201	22.64
(3) 法第3条第2項被保険者	11	5	16	0.01
(4) 船員保険	57	54	111	0.09
(5) 共済組合(計)	5,736	4,088	9,825	7.89
ア 国共済	1,382	1,050	2,432	1.95
イ 地共済	3,737	2,698	6,435	5.17
ウ 私学共済	617	341	958	0.77
3 国保(計)	26,772	.	26,772	21.49
(1) 市町村国保	<u>24,134</u>	.	24,134	19.38
(2) 国保組合	2,638	.	2,638	2.12
4 後期高齢者医療制度	19,135	.	19,135	15.36
5 医療保険適用者計	93,061	30,439	<u>123,500</u>	99.15
6 生活保護法適用者	.	.	2,028	1.63
7 統計上の不突合	.	.	-973	-0.78

(注) 「総人口」とは、総務省統計局「人口推計月報」による令和5年4月1日現在の総人口である。